

## 八王子市と株式会社サンドラッグとの健康支援に関する連携協定書

八王子市（以下「甲」という。）と株式会社サンドラッグ（以下「乙」という。）とは、次のとおり健康支援に関する連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙との協力関係をより一層強化し、健康増進事業の連携を推進することにより、八王子市民の健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

### （連携・協力内容）

第2条 甲と乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し、協力して取り組むものとする。

- （1）健康支援に関すること。
- （2）介護予防に関すること。
- （3）生きがいづくりに関すること。
- （4）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### （連携・協力内容の決定）

第3条 前条に掲げる事項についての年間事業計画を作成し、個々の連携・協力の具体的な内容及び費用負担については、必要に応じて甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

### （守秘義務）

第4条 本協定に基づく事業を行ううえで、甲及び乙がお互い知り得た情報は、第2条に定める事項を行うためのみに使用するものとし、事前に相手方の承諾なくして第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、法令又は条例の規定により開示しなければならない場合を除く。

- 2 前項の規定は、本協定の期間が満了した後においても効力を有するものとする。

### （協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和4年（2022年）3月31日までとする。

- 2 前項の有効期間が満了する日の30日前までに、甲及び乙のいずれからの特段の申し出がない場合には、この協定の期間は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(連絡責任者)

第6条 この協定を円滑かつ効率的に進めるために、甲及び乙は連絡責任者等を定める。

2 連絡責任者等に変更が生じた場合には、甲及び乙は速やかに相手方に対して、様式1により報告をするものとする。

(本協定の見直し)

第7条 甲、乙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出た時は、その都度協議のうえ必要な変更を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和4年(2022年)2月 15日

甲 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号  
八王子市  
八王子市長 石森 孝志

乙 東京都府中市若松町一丁目38番地の1  
株式会社サンドラッグ  
代表取締役社長 貞方 宏司